

水 準 点 の 記

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の
測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
(承認番号) 令 6 近公 第 629 号

◎ この点の記は、地盤変動調査及び各種測量の基準とする目的で行われた 1 級水準測量の成果報告で、水準点の位置及び標高を収録したものである。

令和 6 年度の測量成果について

1. 表中の標高値は、世界測地成果に基づき算出した T.P.値を O.P.値で表している。
※平成 24 年度以降の標高値は測地成果 2011 成果基本測量に基づき算出している。
※平成 21 年度の標高値は 2000 年度成果基本測量に基づき算出している。
2. 前回(令和 3 年度)と令和 6 年度の既知点の標高値は、算出方法が異なり、既知点とする標高値に差異があることから、表中の「前回との差」については記載無しとする。
 - ・ 令和 3 年度：令和 3 年度阪神地区地盤沈下調査により算出された幹線路線の標高値
※令和 6 年度に阪神地区地盤沈下調査は廃止
 - ・ 令和 6 年度：国土地理院により提供された標高値
3. T.P. 値から O.P.値への換算式は、 $O.P.値 = T.P.値 + 1.3000m$ である。
※ T.P.値 = 東京湾平均海面 , O.P.値 = 大阪湾最低干潮面
4. 令和 4 年度及び令和 5 年度の 1 級水準測量は実施していない。
5. 平成 21 年度以前の標高値については平成 21 年度の点の記を参照されたい。
6. 成果計算において、平成 10 年度より計算基準日を 12 月 1 日に統一して計算している。
7. 計算方法において、令和 6 年度は電算プログラムによる水準網平均計算で標高値を計算している。

※ 文言の意味について

亡失…水準点が工事等によりなくなること。
仮点…亡失した水準点の場所付近に代用点を設置すること。
移設…工事等により水準点が亡失する恐れがある場合、事前に別の場所に埋め変えること。
改埋…工事等により周囲の地形が大きく変化したとき、バランスをとる為に嵩上げ或いは地下埋等にて埋め変えること。
再設…水準点が工事等により亡失したとき、工事完了後再度設置すること。
新設…水準点を新規に設置すること。

以上